

# 要 望 書

全国市議会議長会指定都市協議会は、多様な大都市制度の早期実現等の要望を別紙のとおり議決いたしましたので、政府並びに国会におかれましては、特段のご配慮を賜りますよう、強く要望いたします。

令和3年11月

全国市議会議長会  
指定都市協議会  
会 長 池 尻 秀 樹  
(堺市議会議長)

## 目 次

1	多様な大都市制度の早期実現	1
2	地方税財源の充実確保	2
3	地方議会議員の厚生年金への加入	4
4	新型コロナウイルス感染症対策	5
5	自治体デジタル・トランスフォーメーション推進への支援等 .....	9
6	脱炭素社会の実現	11

## 1 多様な大都市制度の早期実現

地方自治法の施行から70年以上が経過し、この間、地方分権改革の推進や市町村合併等により、広域自治体と基礎自治体の役割は大きく変化している。基礎自治体優先の原則の下、住民がより良い行政サービスを受けられるようにするためには、大幅な事務・権限と税財源の移譲により真の分権型社会を実現する必要がある。

現行の指定都市制度は、65年前に、暫定的に導入されたものであり、人口減少や少子・高齢化、社会資本の老朽化などの課題や圏域全体の活性化・発展の牽引役として指定都市が求められる役割に十分に対応できる制度にはなっていない。

指定都市は、その規模や歴史・文化をはじめ、国や広域自治体との関係性、地域で果たす役割など、それぞれが異なる特性を持っており、各都市においても、その地域にふさわしい大都市制度の実現を目指した取組を行っている。

こうした中、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」が施行され、二度目の住民投票が実施された一方で、従来から提案している「特別自治市」制度は未だ地方自治制度の中に存在しないなど、大都市制度に係る法的整備は十分になされていない。

また、道州制を議論する上でも、基礎自治体の権能の充実と新たな大都市制度の位置付けを明確にすることが不可欠である。

よって、国においては、下記の事項を実現されるよう強く要望する。

### 記

道州制も視野に入れつつ、道府県から指定都市への事務・権限と税財源の移譲を積極的に進め、次期地方制度調査会等において「特別自治市」制度の議論を加速化し、「特別自治市」制度の法制化など、地域の特性に応じた多様な大都市制度の早期実現を図ること。

## 2 地方税財源の充実確保

今日の地方自治体においては、急速に進行する人口減少、少子・高齢化に対応した福祉・医療サービスの充実や地域の防災・減災対策をはじめ、活力ある地域社会の実現のための地方創生の推進に加え、喫緊の課題である新型コロナウイルス感染症への対応など、様々な行政課題に対する財政需要は増加の一途にある。

一方、これらの財政需要に対する税制・財政上の十分な措置がなされておらず、財政運営は極めて厳しい状況に置かれている。

住民に身近な行政サービスの担い手である地方自治体が、今後も安定的に行政サービスを提供するためには、地方税・地方交付税等の一般財源総額の充実確保が不可欠である。

よって、国においては令和4年度税制改正・地方財政対策に当たり、特に下記の事項を実現されるよう強く要望する。

### 記

#### 1 令和4年度税制改正について

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、経済を取り巻く環境は厳しい状況が続く、大幅な財源不足が危惧される。

については、今後もきめ細かな行政サービスを安定的に提供していくため、地方税制の拡充強化に努めること。

その際、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

- (2) 令和3年度税制改正により、自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減について、令和3年12月31日まで延長されたが、更なる延長は断じて行わないこと。また、自動車関係税の見直しに当たっては、道路・橋梁等の老朽化対策などに対する財政需要が今後大幅に増すことから、地方財政に影響を及ぼすことがないようにすること。

- (3) 法人事業税における電気供給業、ガス供給業などに対する収入金額課税は、受益に応じた負担を求める外形課税として定着し、地方税収の安定化にも大きく貢献するとともに、地元自治体から多大な行政サービスを受益している大規模な発電施設や液化ガス貯蔵設備等に対して適切な負担を求める課税方式であることを踏まえ、今後とも現行制度を堅持すること。

- (4) ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在市町村の特有の財政需要に対応した貴重な税財源となっていることから、現行制度を堅持すること。
- (5) 指定都市の事務配分に見合うよう税制上の特例措置を充実させること。

## 2 令和4年度地方財政対策について

- (1) 新型コロナウイルス感染症の拡大・長期化が地域経済に大きな影響を及ぼし、令和4年度においても、地方財政の大幅な財源不足が懸念される。  
については、地域経済の回復をはじめ、社会保障関係費の増大や地域の防災・減災対策、地域の活性化対策に的確に対応するため、地方の安定的な財政運営に必要な地方税・地方交付税等の一般財源総額を充実確保すること。
- (2) 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。また、地方の財源不足の補填については、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な見直しを行うとともに、臨時財政対策債は速やかに廃止すること。
- (3) 公共施設等適正管理推進事業費については、個別施設の維持管理、更新等に係る取組が本格化することから、引き続き十分な財源を確保するとともに、時限措置ではなく、恒久的な措置とすること。

### 3 地方議会議員の厚生年金への加入

地方分権の推進に伴い、また、加速する人口減少社会や多様化する住民ニーズへの対応など、政治的・行政的課題が多岐にわたる中、地方議会の役割と責任はますます重要となっており、これらの課題の解決に向けて、多様かつ有為な人材の地方議会への参画が求められている。

とりわけ、就業者の約9割にも達する会社員には、多様な世代と職種、男女が共に含まれ、地方議会においてその知識と経験の活用が期待されるところであるが、平成31年に実施された統一地方選挙において、政令指定都市の議会議員の立候補者のうち会社員が占める割合は1割にも満たない状況にある。

また、平成27年4月に実施された統一地方選挙と比しても、地方議会議員に係る投票率の低下や無投票当選者数の増加など、住民の関心の低下や議員のなり手不足が一層懸念される結果となった。

これらの課題解決のため、地方議会として、開かれた議会への取組を含め種々の議会改革に努めているところであるが、多様かつ有為な人材の立候補を促すための環境を整えることが必要である。

そのためには、会社員が議員に転身する場合でも、切れ目なく厚生年金の適用を受けることができれば、老後の生活や家族の心配を軽減して選挙への立候補が可能となり、多様かつ有為な人材の確保に大きく寄与すると考えられる。

よって、国においては、下記の事項を実現されるよう強く要望する。

#### 記

地方議会における多様かつ有為な人材の確保の観点から、地方議会議員の厚生年金加入のための法整備を、国民の理解を得ながら早急を実現すること。

## 4 新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症については、いまだ収束が見通せず、地域経済や雇用、国民生活に甚大な影響が生じている。全国20の指定都市は、我が国の人口の約2割に当たる2,700万人以上が居住し、産業や医療機関が集積する圏域の中核都市として、国や都道府県、医療機関、関係機関等と緊密に連携し、新型コロナウイルス感染の拡大防止、地域の医療提供体制の確保はもとより、雇用と国民の生活を何としても守りきるとの強い決意のもと、地域経済及び住民生活の支援等に取り組んでいるところである。

今後の感染拡大も見据え、新しい生活様式を実践するとともに、感染拡大防止と社会経済活動を両立し、この状況から早期に立ち直るため、国と地方が役割に応じて取り組む必要がある。

よって、国においては、下記の事項を実現されるよう強く要望する。

### 記

#### 1 地域医療体制の確保

地域医療体制を確保するため、医療機関等の経営状況の把握に努めるとともに、安定的かつ持続可能な医療機関等の経営のため、国による必要な財政支援を行うこと。

#### 2 保健所等の体制・機能強化

- (1) 新型コロナウイルス感染症対応の長期化に伴う職員の負担軽減や他の行政サービスの継続実施、今後の感染症対策のため、中長期的な視点も含め体制・機能が強化、充実するよう更なる支援を行うこと。
- (2) 感染症対策の基本である保健所が行う積極的疫学調査や健康観察は、クラスターの急激な連鎖を防止し、感染経路の把握により感染源を推定するもので、新たな感染拡大の予防に寄与するとともに、医療提供体制の維持につながることから、確実に実施できるよう、国において必要な支援を行うこと。
- (3) 地方衛生研究所については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律や地域保健法において、その位置付けを明確にするとともに、施設、設備及び検査機器の整備・更新について国庫補助の対象とすること。

### 3 雇用の維持と経済活性化

- (1) ウィズコロナ・ポストコロナ時代の経済社会の変化を見据えた継続的・積極的な施策を講ずること。
- (2) 労働者に対する相談体制の充実や安定的雇用の維持、業界・業種間の円滑な人材移行を促進する職業訓練の拡充など、雇用の維持・確保につながる効果的な対策を講ずること。
- (3) 中小企業や個人事業主等の事業継続を下支えし、地域経済等への影響を最小限に抑えるため、中小企業などに限られている融資制度の対象に、中堅企業や公益法人も追加されるよう信用保証制度を改正すること。また、既往債務の返済猶予等の条件変更について、事業者の実情に応じた最大限柔軟な対応を徹底するとともに、条件変更に伴う追加信用保証料に対する補助の実施や、民間金融機関や日本政策金融公庫等による無利子融資の返済期間の長期化及び無利子期間の延長等、資金繰り支援の更なる拡充を図ること。持続化給付金や雇用調整助成金の特例措置といった各種給付金・助成金、家賃の負担軽減支援など、既存支援策の期間延長、要件緩和、再給付も含む支援策のより一層の充実・強化を図ること。
- (4) 新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う営業時間の短縮要請や外出・移動等の自粛要請による地域経済及び住民生活への影響は緊急事態宣言等の対象地域か否かを問わず深刻であり、飲食店のみならず幅広い業種に広がっていることから、関連する事業者も対象とした、地域間で公平な給付金等の創設と速やかな交付を行うとともに、深刻な影響を受けている生活関連をはじめとしたサービス業全般へも必要な財政支援を講ずること。あわせて、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金「協力要請推進枠」について、現状の2割の地方負担を全額国が負担するとともに、財政支援対象の上限額を超えて事業者への協力金の上乗せ等を行った地方自治体に対し、特段の財政措置を講ずること。
- (5) 支援策を講ずる際には、活用を働きかけるための周知・広報や申請サポート体制の整備、申請簡素化、交付状況の開示、手続きが不慣れな事業者に対する専門家の支援等の制度の充実を図るなど、迅速で実効的な支給につなげること。
- (6) 利用者が大幅に減少し、危機的状況となっている路線バス等、国民の生活を支える重要な移動手段である公共交通を維持確保するため、公共交通事業者への支援策を講ずること。



- (7) 安心・安全な観光等を実現するための環境整備の強化及び支援を拡充するとともに、感染ステージに応じた観光需要喚起策をより一層強化すること。また、Go Toトラベル事業を再開する際には、地域間に不公平が生じないようにし、市町村が独自に行う旅行需要喚起施策についても確実な財政措置を行うこと。
- (8) ウイズコロナ・ポストコロナを見据え、テレワークなど新たな働き方の導入・定着及び社会全体のDXを一気に加速させるITインフラへの投資促進など、新分野展開や事業転換、生産性の向上・働き方改革の推進に取り組む企業を強く後押しする支援策の創設や支援の拡充を行うこと。
- (9) 文化芸術に係る地方自治体が実施する地域の実情に見合った効果的な支援策に対し、必要な財政措置を行うこと。また、文化芸術関係者の活動機会を維持するため、イベントの開催制限等に伴う支援策を充実させるとともに、安定的な文化芸術活動の促進に向けた継続的なサポートを行うこと。
- (10) 収入が減少した方等を対象とする国民健康保険・介護保険の保険料(税)減免について、令和2年度に引き続き、国による全額の財政支援を継続すること。

#### 4 差別・偏見・誹謗中傷等の防止及び人権侵害を受けた方々への支援

新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者、医療従事者、その家族等への差別や偏見、誹謗中傷等が起きていること、今後、ワクチン接種の有無を巡る差別等が起きることも見込まれるため、それらの防止に向けた必要な対策を講ずるとともに人権侵害を受けた方々への支援策を講ずること。

#### 5 感染症対策のあり方の見直し

- (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び新型インフルエンザ等対策特別措置法における国と地方の役割分担や事務権限について、指定都市などの意見も踏まえ、引き続き検証を行い、明確にすること。
- (2) 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく道府県知事の権限を、希望する指定都市の市長に財源と併せて移譲できるようにするなど、指定都市が地域の実情に応じて、柔軟かつ機動的に感染症対策を実施できる仕組みを構築すること。
- (3) ワクチン接種後の濃厚接触者の範囲や行動制限のあり方について、科学的知見を踏まえ、早急に国が見解を示すこと。
- (4) 「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」について、継続措置を行うとともに、対象事業の拡充を図り、指定都市が地域の実情に応じて柔軟かつ機動的に活用できるよう、指定都市を直接交付の対象にすること。

## 6 感染状況に応じた税財政措置の充実

- (1) 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」について、令和4年度においても、地方自治体が臨時的に必要な新型コロナウイルス感染拡大防止や経済対策等を行うことができるよう、継続して交付し、地域経済や住民生活を守るために必要とされる額を確実に措置するとともに、各地方自治体の実情を踏まえて、柔軟で弾力的な運用を行うこと。また、交付金の算定に当たっては、市町村単位の陽性者数に基づき算定するなど、各市町村における財政需要をより適切に反映し、地域経済や住民生活に最も身近な基礎自治体である市町村に対してより重点的に配分すること。さらに、財政力に関わらず必要な額を措置するよう算定方法を見直すなど、大都市に十分配慮すること。
- (2) 指定都市が、今後も感染拡大防止と社会経済活動の両立に向け、その役割を積極的に担うことができるよう、地方財政計画においては、新型コロナウイルスの感染拡大を契機として経常的に見込まれる財政需要を適切に反映するなど、必要な財政措置を行うこと。
- (3) 固定資産税は基礎的行政サービスの提供を安定的に支える上で重要な基幹税目であり、国の経済対策については、国税や国庫補助金などにより実施すべきであり、固定資産税の軽減措置等を用いないこと。
- (4) 令和2年度に行われた減収補填債の対象税目拡大及び公的資金の配分について、今後の経済状況を踏まえ、令和3年度以降も継続すること。
- (5) 病院、交通、上下水道事業をはじめとする公営企業等について、経営状況の急激な悪化及び中長期的な収益悪化に対応できるよう、十分な支援策を講ずること。

## 5 自治体デジタル・トランスフォーメーション推進への支援等

「デジタル・ガバメント実行計画」改定が令和2年12月25日に閣議決定され、国においては、それを具体化するために「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」が同日策定された。これに伴い自治体に取り組むべき重点事項などが目標時期とともに示されたが、今回の自治体DXの取り組みは短期間で実施するものであるため、各自治体の現状に応じて、十分な支援が必要である。

よって、国においては、下記の事項を実現されるよう強く要望する。

### 記

#### 1 自治体デジタル・トランスフォーメーションの推進

- (1) 各自治体のデジタル化の現状や周辺状況を十分に把握し、各自治体に見合った助言・支援を行うこと。財政支援に留まらず、自治体DX推進計画に例示された、デジタル人材の確保や兼務配置についても支援を行うこと。
- (2) 指定都市ではシステム標準化に伴う業務再構築や執行体制の見直し等に期間を要することから、国は、速やかな情報提供とスケジュールどおりの標準仕様作成を行うとともに、標準準拠システムの開発についても主導的な役割を果たすこと。また、今後の自治体DX推進に係る各種通知・調査などは省庁横断で統一化すること。
- (3) 指定都市が抱える業務の規模や特性を踏まえた検討等に必要な期間や、多くの地方自治体が同時に標準準拠システムへの移行を進めることによるシステム事業者の対応能力等を考慮して、令和7年度末までとした移行期限については柔軟な対応を行うこと。
- (4) 標準化対象となっている業務については市民への影響が非常に大きいことから、ネットワーク環境も含め、高い信頼性を有するガバメントクラウドを構築するとともに、そこで動作する標準準拠システムへの円滑な移行手法等を確立すること。

また、標準準拠システム間、及び標準準拠システムとそれ以外のシステムのシームレスな連携基盤の構築を行うこと。

## 2 社会保障・税番号制度に係る取組強化

- (1) 情報連携等に係る地方自治体の財政負担に対する支援措置を拡充すること。また、マイナンバーカードの活用範囲の更なる拡大を図り、マイナポータルの利便性とサービスの向上を図るとともに、カードの普及促進により、マイナンバー制度のインフラの最大限の活用を図る環境を整備すること。
- (2) 国民に対して制度の趣旨、制度の仕組み、効果等について一層の周知徹底を図るとともに、セキュリティ対策に万全を期すこと。

## 6 脱炭素社会の実現

令和3年5月に「2050年までの脱炭素社会の実現」を基本理念として位置付けた「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が成立した。

また、6月には「地域脱炭素ロードマップ」が決定されており、地域における脱炭素化に向けた取組を一層推進することが求められている。人口と産業が集積する指定都市が中心となった、再生可能エネルギーの導入拡大や徹底した省エネルギーの推進、気候変動影響への適応策に関する組織横断的な取組等は、グリーン・リカバリーによる環境と経済の好循環の実現にも大きく貢献する。

よって、国においては、下記の事項を実現されるよう強く要望する。

### 記

- 1 地域の脱炭素化の推進に当たっては、特に指定都市が実施する先導的な取組に対し、効果的な財政支援の充実・強化を図るほか、必要な情報提供を行うこと。

また、国の出先機関や指定都市の担当部局が縦割りを排して取り組めるよう、省庁や所管の枠を越えた政策を国主導で講ずるとともに、各機関に対して適切に指示、情報提供等を行うこと。

あわせて、「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」で追加された地方公共団体実行計画（区域施策編）における再生可能エネルギーの導入目標や促進区域の設定等に関して必要な情報を提供するとともに、「地域脱炭素ロードマップ」に基づく重点対策等や新技術の早期実装に向けた基盤整備を進めること。

- 2 2050年脱炭素社会の実現に向けた対策・施策の実施に当たっては、人為的な温室効果ガスの排出と吸収のバランスを達成することに確実に資すると同時に、地域経済の活性化や少子・高齢化を踏まえた地域社会の形成など、経済・社会的な地域課題の解決にも寄与する、環境課題の解決にとどまらない取組を後押しし、SDGsの達成に貢献するものとする。